

## 「文化審議会著作権分科会政策小委員会報告書（素案）」に関するパブリックコメント（意見公募手続）の実施について

---

令和 8 年 1 月 9 日  
文化庁著作権課

文化審議会著作権分科会政策小委員会において、DX 時代におけるクリエイターへの適切な対価還元方策に係る論点として「レコード演奏・伝達権」について重点的に審議を行っているところです。また、今後のデジタル教科書の在り方を踏まえた、著作物等の利用の円滑化と権利保護を両立する方策についても審議を行っているところ、今後速やかに進めるべき方策を取りまとめることとしております。

つきましては、その報告書（素案）について、広く国民の皆様から御意見をいただくため、意見募集を実施いたします。

御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

### 【1. 案の具体的内容】

別添参照

### 【2. 提出期限】

令和 8 年 1 月 28 日（水） 必着 ※郵送の場合は同日中必着

### 【3. 意見の提出方法】

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。その際、件名に【「文化審議会著作権分科会政策小委員会報告書（素案）」への意見】と明記して御提出ください。電話での受付はできませんので御了承ください。

#### （1）電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見入力」より提出を行ってください。

#### （2）郵送・電子メールにて意見を提出する場合

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁著作権課企画審議係 宛

電子メールアドレス：chosaku@mext.go.jp

（判別のため、件名は【「文化審議会著作権分科会政策小委員会報告書（素案）」への

意見】として下さい。また、コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入下さい)

#### 【4. 意見提出様式】

以下の項目に従って、ご記載ください。記入事項を満たしていない御意見については、受け付けられない場合がありますので、予めご了承願います。

1. 個人／団体の別
2. 氏名／団体名（団体の場合は、代表者の氏名も御記入ください。）
3. 住所
4. 連絡先（電話番号、電子メールアドレスなど）
5. 各項目（※）に関する具体的な御意見

※「報告書（素案）」は主に2つの項目に分かれていますので、どちらの項目についての御意見かわかるよう、以下の項目名を明記して御意見を御記入ください。

#### 【項目名】

- 「レコード演奏・伝達権」について
- 今後のデジタル教科書の在り方を踏まえた著作権制度の対応について

#### <記入例>

件名：【「文化審議会著作権分科会政策小委員会報告書（素案）」への意見】

1. 個人
2. ××太郎
3. 東京都×××××
4. ×××@××× / 03-×××××-××××
5. ○「レコード演奏・伝達権」について

.....

#### 【5. 備考】

- ・御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ・御意見については、氏名、住所、連絡先を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、連絡先については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

(文化庁著作権課企画審議係)